山形市消費生活センター情報 2023年6月号



無料体験だけのつもりが高額 な契約をしてしまった

消費者庁のイラストを加工

通っていたサロンが 倒産してしまった



通い放題コースを 途中で解約した ら、「返金はない」 と言われた

脱毛エステのトラブルにご注意!!



ここが重要べ!!

- ●「お試し施術」「月額○○○円」など、気軽さや安さで誘う 広告に注意しましょう。「割引は今日だけ」などと契約をせ かされても、金額やコース内容に不安がある場合は、きっ ぱりと断りましょう。
- ●予約が取りにくかったり、事業者が倒産する場合もあります。心配 な場合は、都度払いができるコースやエステ店を検討しましょう。
- ●契約にあたっては、施術内容や契約条件について契約書面で確認し、 理解できるまでしっかり説明を受けましょう。クーリング・オフや 中途解約ができる場合があります。返金の条件もよく確認しておき ましょう。
- ●分割払い(個別クレジット)の場合は、手数料を含めた金額や分割払 いの期間とご自身の支払い可能額を確認し、慎重に判断しましょう。
- ●少しでも不安に思ったら早めにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階 〈相談受付〉火~日(月・祝休館)午前9時~午後5時 〈相談専用電話〉023-647-2211 消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式 LINE にて毎月センター 情報を配信中です

